

令和5年 5月17日

川崎市議会議長 様

麻生区在住者

ほか 1名

川崎市にハラスメント条例を早急に作るように求める陳情

陳情の要旨

市職員が、議員より政党機関紙の購読を強制されている事実が明確ならば、それはパワハラに当たるので、「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」のようにハラスメント防止条例を作り、職員の相談窓口を設置あるいは明示するなど対応してください。

陳情の理由

近年、全国市区町村でハラスメントを禁止する条例が出来つつあります。神奈川県では、市長のパワハラが問題となり、「大和市ハラスメント防止条例」が出来ました。

本市で、2003年（平成15年）に「政党機関紙の購読勧誘に関する調査」を職員に実施した結果、調査票回収件数2,903件のうち、購読の勧誘を受けたことがある人1,154件（39.8%）、そのうち圧力を感じた人891件（77.2%）、あると感じた人で購読した人587件（65.9%）という異常な数字の結果に大変驚いています。その後、どのような対応を取っておられるのか大変危惧するところです。

最近の共同通信（庁舎内勧誘問題）のアンケートでも他の自治体の例が報告されていますので、世田谷区の条例を参考に、本市でも「川崎市議会議員による職員に対するハラスメント防止条例」を早急に作るようにしてください。